

保育事業に係る確認の内容
及び手続きについて

保育管理課・認可担当

尼認第 1980 号

令和元年 7 月 5 日

各施設長 様

尼崎市 認可担当課長

認可外保育施設（いわゆるベビーシッターを含む）に係る
確認申請書の提出について（通知）

平素から本市教育・保育行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和元年 10 月から開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 4 号に定める事業（認可外保育施設）が新たに施設等利用給付の対象となりました。

つきましては、本給付を受けるためには、同法第 58 条の 2 に基づき、各施設から確認申請書を提出していただく必要があるため、お手数ですが、次の通り必要書類の提出をお願いします。

なお、無償化の対象となるためには、必要書類の提出が必須となっておりますので、対象事業を実施している施設におかれましては、ご提出方よろしくお願ひします。

1 提出書類

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（第 1 号様式）
- (2) 別紙 2 認可外保育施設
- (3) 誓約書
- (4) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- (5) 役員の氏名、生年月日及び住所一覧
- (6) 児童福祉法第 59 条の 2 の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
- (7) 料金表及び利用案内・パンフレット
- (8) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類
- (9) 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

2 提出期日

令和元年 7 月 26 日（金）

3 提出先

尼崎市こども青少年局保育児童部 認可担当

(尼崎市東七松町1丁目2番1号 尼崎市役所本庁南館2階)

4 添付書類 (添付資料は各施設にメールでも配布します。)

- (1) 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (第1号様式)
- (2) 別紙2 認可外保育施設
- (3) 誓約書

以 上

担当：阿部・豊原

TEL：06-6489-6253

FAX：06-6489-6373

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

尼崎市長

申請者所在地 _____

氏名 (または名称) _____ 印

代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人) <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)		
設置者・事業者名※	〒 _____		
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	TEL : _____ メールアドレス : _____		
代表者	職名	フリガナ	
		氏名	
	住所	生年月日	昭和平成 年 月 日

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 (いわゆるベビーシッターを含む) <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 (在園児を対象) <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 (在園児以外を対象) <input type="checkbox"/> 病児保育事業
事業開始(予定)年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

(添付書類)

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

(別紙2 認可外保育施設)

1. 届出等に関する事項

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日	年 月 日
事業開始(予定)年月日	年 月 日
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日※	年 月 日

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください

2. 施設に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設※				
名称					
所在地	〒 - -				
	TEL: - -		メールアドレス:		
管理者	職名	フリガナ			
		氏名			
	住所	生年月日	昭和 平成	年 月 日	

※居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)のこと

3. 運営に関する事項

(1) 開所時間・保育提供可能時間

	通常開所時間/通常保育提供可能時間	時間外開所時間/時間外保育提供可能時間	備考
平日	～	～	
土曜日	～	～	
日・祝祭日	～	～	

※24時間表記で記入してください。

(2) 提供するサービス内容

提供するサービス種別	対象年齢※			
<input type="checkbox"/> 月極契約	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 定期利用	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 一時預かり	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 夜間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 24時間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> その他 ()	歳	ヶ月～	歳	ヶ月

※1歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

(3) 利用料金等

	保育料				
	月極額	定期契約	一時預かり	夜間保育	24時間保育
0歳児					
1歳児					
2歳児					
3歳児					
4歳児					
5歳児					
保育料以外の利用料	総額	入会金	キャンセル料	日用品費・文房具費	行事参加費
		食事代	通園送迎費	()	()

※歳児により料金が異なる場合は、料金がわかるものを別途添付して下さい。

(4) 入所定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計

(5) 職員の配置

①施設長 常勤 非常勤

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[保育業務への従事] 従事する (資格欄にも記入してください) 従事しない

[資格] 保育士 看護師 准看護師 その他 ()

②保育従事者 常勤 _____ 非常勤 _____ 総数 _____

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			
看護師			
准看護師			
家庭的保育者			
その他 ()			
合計			

③その他の職員 常勤 _____ 非常勤 _____ 総数 _____

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他 ()			
その他 ()			
その他 ()			
合計			

④合計 (①+②+③) 常勤 _____ 非常勤 _____ 総数 _____

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職種	常勤	非常勤	合計
保育士			
看護師			
准看護師			
家庭的保育者			
調理員			
その他 ()			
その他 ()			
その他 ()			
合計			

(6) 職員の研修受講状況

※ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業いわゆるベビーシッター）を目的とする施設及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設は必ず記入のこと

①施設に在籍している保育従事者数		人
うち、研修受講の有無	居宅訪問型保育研修（基礎研修）	人
	子育て支援員研修（地域保育コース）	人
	子育て支援員研修（上記以外）	人
	家庭的保育者等研修	人
	その他（	） 人

②職員の研修等の参加状況

- 参加（研修名等： 年 月 参加者数 名）
（研修名等： 年 月 参加者数 名）
（研修名等： 年 月 参加者数 名）
- 無

(添付書類)

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類
- 4 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

令和 年 月 日

尼崎市長

あて

(設置者)

住所

氏名

(施設長)

住所

印

氏名

印

誓約書

下記の事項について誓約します。

なお、尼崎市長がこの誓約書の写し等を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、尼崎市長が警察署長に下記3、4及び6に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報について、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号の業務以外の業務において暴力団等を排除するために利用し、又は他の実施機関（尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意します。

記

- 1 子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないこと。
- 2 子ども・子育て支援法施行規則第1条に定める基準を遵守すること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと。
- 4 市長から役員等の氏名その他の上記3に掲げる事項を確認するために必要な情報の提供を求められたときは、速やかに、当該情報を市長に提供すること。
- 5 暴力団員等から当該保育所等に対する権利行使の妨害その他の不当な要求を受けたときは、直ちに、その旨を市長に報告し、及び警察に届出て、捜査に必要な協力を行うこと。
- 6 施設の運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならないこと。
- 7 当該施設の設置者及びその長が暴力団員等に該当するに至ったことにより、尼崎市がその認可の取消しその他の措置を行っても、一切異議を申し立てないこと。

幼児教育・保育の無償化に関する 自治体向けFAQ

【2019年5月30日版】

※ 本FAQは、幼児教育・保育の無償化に関するFAQ【2019年2月26日版】にお示ししたものに、カテゴリーの再編、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(備考欄に記載)

※ このFAQは、2019年5月30日現在の状況における回答であり、今後も問や回答について変更がありうる旨をご了承いただきたい。

【8. 認可外保育施設】

No.	事項	問	答	備考
129	認可外保育施設	指導監督基準を満たさない認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化の対象にしていますが、安全の観点から問題ではないですか。	<p>待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方に対する代替的な措置として認可外保育施設も幼児教育・保育の無償化の対象としました。</p> <p>原則、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設が対象となりますが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けています。</p> <p>一方で、今般の無償化を契機に、認可外保育施設の質を確保し、向上していくことが重要です。このため、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図ることとしています。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知 ・ 認可外保育施設が守るべき基準の内容についての助言などを行う「巡回支援指導員」の配置の拡充や指導監督の手法・ルールの明確化等による、現行の児童福祉法に基づく都道府県等による指導監督の徹底等 ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可に移行するための運営費の補助等の支援 ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設 <p>などの取組を行っています。また、都道府県等の指導監督の充実を図るため、関連事務に従事する職員配置への地方交付税措置として、今年度から、標準団体につき、担当職員1名が増員されました。</p> <p>また、市町村によっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるを得ない地域がある一方、 ・ 待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域があります。 <p>このため、5年間の経過措置期間中は、待機児童や認可保育所の整備状況などを勘案し、市町村が特に必要と認める場合には、条例に定めた基準を満たす施設に無償化の対象を限定できる旨の特例を、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の附則に設けています。また、認可外保育施設等の状況把握や償還払いなどの無償化に係る事務費については、経過措置期間(2023年度まで)に係る費用相当額を国費負担するべく措置を講じます。</p>	1-19修正
130	認可外保育施設	認可外保育施設等においては、5年間の指導監督基準に関する猶予期間がありますが、この5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については無償化の対象から外れることになるのですか。	<p>無償化の対象となる認可外保育施設は、原則として指導監督基準を満たす必要があり、5年間の猶予期間については、指導監督基準を満たさない認可外保育施設を利用している子供が存在することを踏まえ、あくまでも特例的に設けられたものです。このため、5年間の猶予期間のうちに指導監督基準を満たしていただくことが重要と考えております。仮に5年を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設については、無償化の対象から外れることとなります。</p>	
131	認可外保育施設	認可外保育施設について、5年間の経過措置期間中においても幼児教育・保育の無償化の要件は何もないのですか。	<p>5年間の経過措置期間はあるものの、認可外保育施設の質の担保は無償化に当たっての重要な課題と考えています。</p> <p>認可外保育施設については、適正な保育内容や保育環境を確保するため、国において指導監督基準を定めており、都道府県等に原則年1回以上の立入検査を行うよう求めています。5年間の経過措置期間に関わらず、指導監督基準に適合していない施設については、認可外保育施設に対する指導監督権限を持つ都道府県等が指導、助言を行うことにより改善を図っていただくことが重要です。</p> <p>今般の無償化を契機として、認可外保育施設の保育の質の確保・向上に向けて、児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等を図ることとしています。引き続き、子供の保育環境の安全確保の観点から、現場を預かる皆様のご意見に十分配慮して、10月からの幼児教育・保育の無償化の円滑な施行に向けて検討を進めていきます。</p>	7-8修正
132	認可外保育施設	新たに創設されるベビーシッターの指導監督基準の内容はどのようなものですか。	<p>認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)についての基準は、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」で議論いただき、従事者は保育士、看護師又は一定の研修を受講した者とする基準を子ども・子育て支援法施行規則に規定します。「一定の研修を受講した者」とは、施行規則では、「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。))その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者」と規定し、認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容を基とする20時間程度の講義と1日以上の演習を基本とします。具体的に考えられる研修は、認可の居宅訪問型保育事業に係る基礎研修や子育て支援員研修(地域保育コース)に加え、その他民間事業者等が実施する居宅訪問型保育研修など、都道府県知事がこれと同等以上のものと認めるものと考えております。引き続き、地方自治体による指導監督の方法等についても検討していきます。</p>	7-9修正
133	認可外保育施設	都道府県等が認可外保育施設に対する指導監督を着実に実施できるような体制整備のために、国はどのような支援を行うのですか。	<p>国としては、指導監督基準の遵守状況等に関して指導・助言を行う「巡回支援指導員」の都道府県へ配置を支援するとともに、認可外保育施設の認可施設への移行促進策を強化し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化します。</p>	

134	認可外保育施設	市町村が認可外保育施設等の情報を把握、確認するための方法はどのようにになりますか。特に、県や市をまたがる場合の施設の情報をどのように把握、確認したらよいですか。	児童福祉法において、都道府県知事は、認可外保育施設の届出や運営状況の報告等の情報を、市町村長に通知することとされており、これを徹底するよう促してまいります。また、圏域を超えた情報共有については、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等の情報について、利用者の選択に資する情報を直接閲覧できるよう情報公表システムを今年度中に構築することとしており、当該システムを活用して、都道府県と市町村の認可外保育施設の情報共有を行っていただきたいと考えています。 なお、当該システムが構築されるまでの間の取り扱いについては、厚生労働省のホームページ上に、保護者への情報提供を目的とした各都道府県の認可外保育施設情報にリンクするページを掲載しております(https://www.mhlw.go.jp/content/000506743.pdf)ので、参考にしていただきたいと思いますと考えております。	
135	認可外保育施設	認可外保育施設等を特定子ども・子育て支援施設等として幼児教育・保育の無償化の対象施設・事業としたのは、待機児童問題により認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない子どもたちが存在するとのことですが、保育所等入所保留児童が存在している市町村のみが、認可外保育施設等利用者への施設等利用給付認定を行ったり、施設等利用費を支払うということなのでしょうか。	認可外保育施設において、保育の必要性があると認定され、無償化の対象となる方については、基本的には既に認可保育所の入所申し込みのために教育・保育給付の第2・3号認定を取得し、認可保育所等の入所申込みを行った方であると考えています。 ただし、保育の必要性はあるものの、認可保育所では就労している時間帯(例えば、深夜帯)の保育が行われていないなどの理由で、認可保育所に入所することをあきらめ、保育の利用申込み自体を行わず、認可外保育施設を利用する方が一定程度存在することを踏まえ、教育・保育給付の第2・3号認定を取得している方に加え、施設等利用給付の第2・3号認定を取得した方についても、無償化の対象としています。 このため、全ての市区町村において、申請があった場合には、施設等利用給付認定などの手続きを行う必要があります。(施設等利用給付認定の申請のみを行う場合の運用上の取扱いについてはNo.64の回答を参照ください。)	
136	認可外保育施設の届出	児童福祉法の規定に基づく届出がなされていない施設は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。事業所内の認可外保育施設や公立の認可外保育施設の取扱いはどうなるのでしょうか。	児童福祉法上、保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、届け出なければならないこととされており、無償化の対象となる施設は、当該届出がなされていることが前提となります。 なお、これまで届出義務の対象外とされていた事業所内保育施設については、新たに7月1日から届出義務の対象とする児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を3月29日付けで公布しました。公立施設も同様の扱いとする予定です。 事業所内保育施設の届出に関しては、事務の平準化の観点から、以下の経過措置を設けており、7月1日の施行前でも、現行の届出様式を活用いただき、届出を受け付けていただくことは可能です。 ◎ 施行日(7月1日)以前に開設している施設については、9月30日までに届出を行えばよい。 ◎ これまでも、事業所内保育施設について届出を求めている都道府県もあると承知しており、施行前であっても法令に規定する届出事項に相当する事項を届け出ている場合は、改めての届出は不要。	
137	認可外保育施設の届出	幼児教育・保育の無償化に必要なとされる認可外保育施設の届出は、これまで児童福祉法上必要とされてきた認可外保育施設の届出と同じものですか。無償化に伴い、新たな届出を別途出さなくてはならないのですか。	無償化の対象となる要件である「届出」は、児童福祉法の規定に基づく都道府県等への届出を指します。 児童福祉法に基づく届出が適正に行われたことを前提として、市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象となる認可外保育施設に関する情報を把握・特定する必要があることから、市町村に対しても、確認のための申請を行っていただく必要があります。その際、届出と確認の内容は同様の内容となることが想定され、事業者の事務の簡素化の方策についても検討していきます。	7-3修正
138	認可外保育施設の届出	児童福祉法第59条の2による認可外保育施設事業者の届出が事業開始後となり、事業開始日から当該施設を利用している施設等利用給付認定保護者が、事業開始日から届出日までの間は施設等利用費の給付が受けられないことにならないよう、認定保護者の利益を鑑み、国として事業開始前の届出を促進する方策等はないのでしょうか。	新たに認可外保育施設を設置した場合は、事業開始後1カ月以内に届出を行うこととされていますが、施設等利用給付の対象施設・事業となるためには、都道府県への届出のほか市町村の確認を受ける必要があります。 こうしたことから、当該施設・事業を利用する認定保護者への施設等利用費の給付を考慮した場合、届出と確認が、事業開始日に行われている状態となるよう、都道府県・市町村が連携して、認可外保育施設等の指導にあたる必要があると考えます。	

関係法令

＜注意＞本資料は、幼児教育保育の無償化の確認に係る関係法令の一部を平易な文言で説明している資料です。

I <子ども・子育て支援法関係>

(第58条の2関係)

① 確認は子ども子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。

(第58条の5)

② 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地等に変更があったときは、10日以内に市町村にその旨を届け出なければならない。

(第58条の11)

③ 市町村は、次に掲げる場合(確認をしたとき等)は当該特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地等を公示しなければならない。

II <子ども子育て支援法施行規則関係>

(第53条の2関係)

① 特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、

- ・ 施設等の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所
- ・ 設置者等の名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ・ 事業開始の予定年月日
- ・ 子ども・子育て支援施設等であることを証する書類
- ・ 施設等の管理者の氏名、生年月日、住所

等の事項を記載した申請書又は書類を、確認の申請に係る施設等の設置の場所を管轄する自治体に提出しなければならない。

III <特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準関係>

(第54条関係)

① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録

特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(第55条第1項、同条第2項関係)

② 利用料及び特定費用の額の受領

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(利用料)の額の支払を受けるものとする。

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(第56条第1項、同条第2項関係)

③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

ア 特定子ども・子育て支援提供者は、利用料及び特定費用の支払を受ける際、施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

イ アの場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、保護者に対し、特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(第58条関係)

④ 施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知

特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(第59条関係)

⑤ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的 身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(第60条第1項、同条第2項、同条第3項関係)

⑥ 秘密保持等

ア 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

イ 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ウ 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

(第61条関係)

⑦ 記録の整備

特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するとともに、特定子ども・子育て支援の提供の記録及び市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

1. 特定子ども・子育て支援施設等の確認

(1) 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、施設等利用給付を実施する観点から、各事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行う。
- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

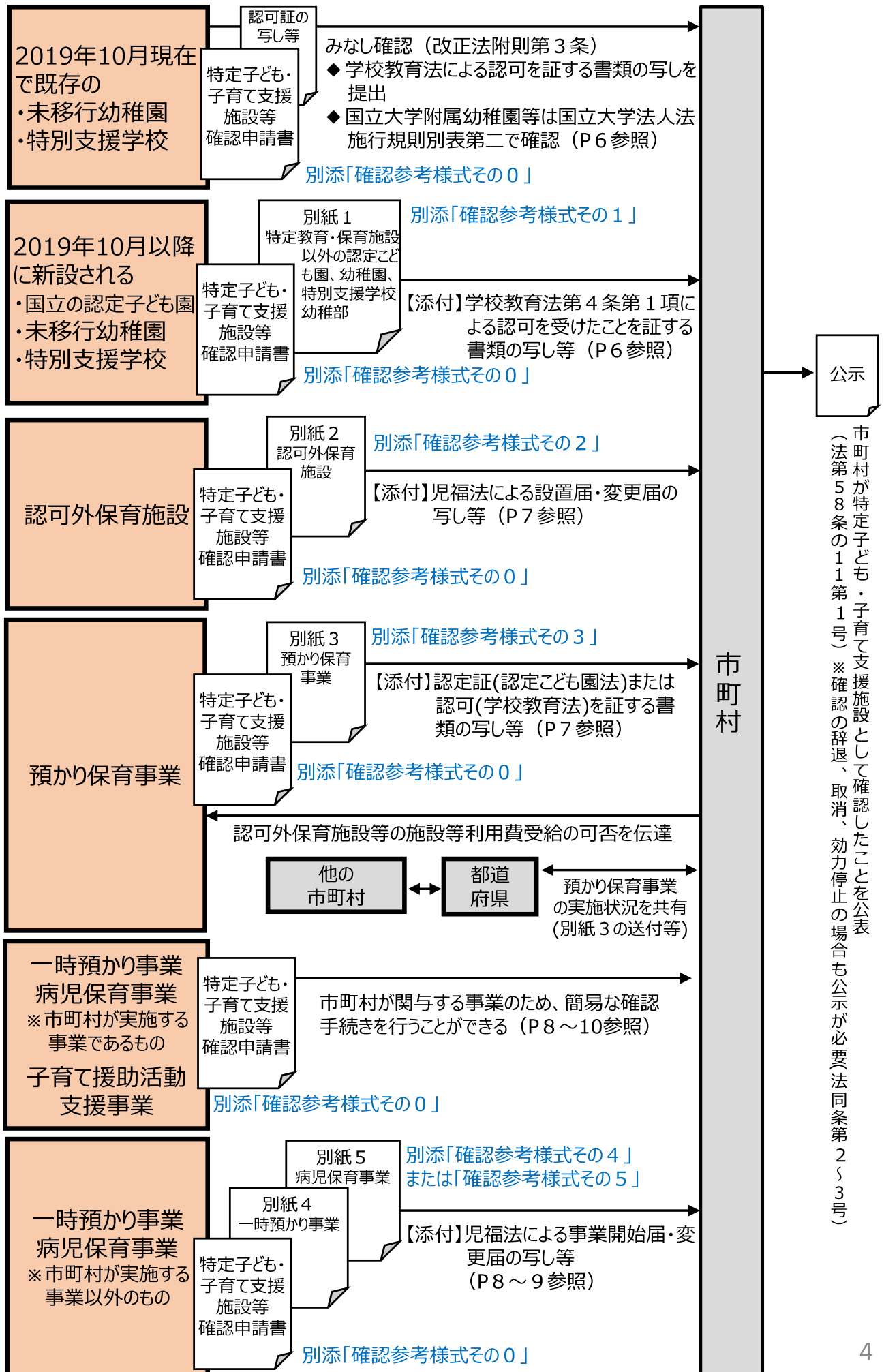
(2) 対象施設等に求める基準について

- ① 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準
 - ア. 認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
 - ◆学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
 - イ. 認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
 - ◆内閣府令で定める基準を適用
 - ◆認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は、現行の地域子ども・子育て支援事業(13事業)において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定める。
 - ◆対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。
- ② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項... 内閣府令で定める基準
 - ◆対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては、各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要。
 - ◆対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。
 - ・教育・保育等の提供の記録
 - ・利用料や実費の徴収可能費目及び手続
 - ・領収証（無償化の対象経費と対象外経費の区分等）等の交付
 - ・秘密保持
 - ・諸記録の整備
 - ※子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

(3) 「確認」に関する事務について

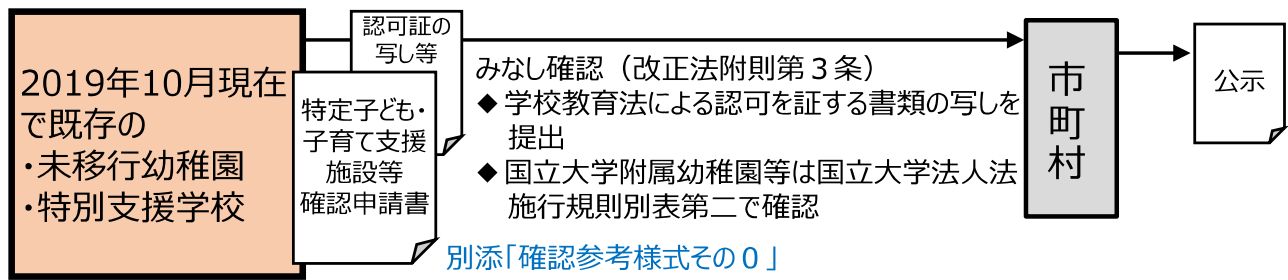
- 「確認」に関して、市町村が行う事務としては、子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。
 - ◆対象施設等からの確認申請・受理・審査（変更・辞退を含む。）、公示
 - ◆必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督（勧告、命令、取消）
- できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、以下の措置を講じることが可能。
 - ◆既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす（改正法附則第3条）。
 - ◆例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する（法第58条の12）。
 - ◆自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により、申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。
- 認定保護者は、市町村長が「確認」した特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合に、施設等利用費が支給される。このため、市町村は、特に2019年10月1日までに、管轄地域内に所在する施設・事業者には、遅滞なく確認申請書の提出を求め、確認を行い、公示することが必要である。

● 確認の全体像



(4) 「確認」の内容について

① 2019年10月現在で既存の未移行幼稚園・特別支援学校

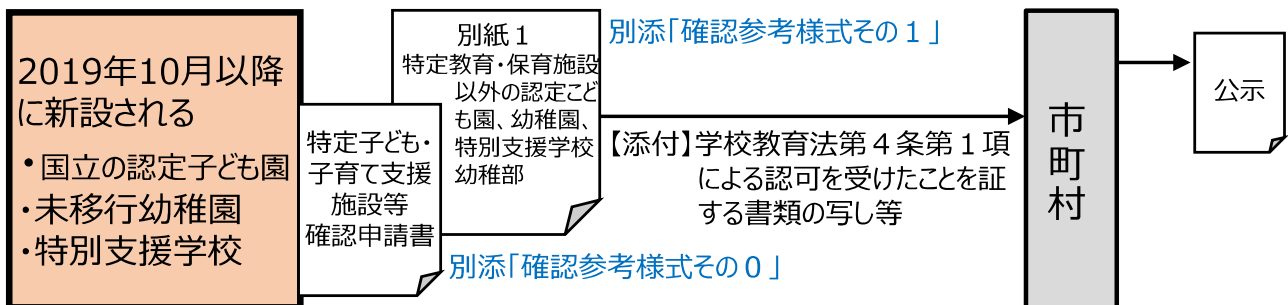


[みなし確認の対象]

改正法附則第3条のとおり、未移行幼稚園・特別支援学校については、施行日に確認を行ったとみなすため、基本的に確認手続は不要であるが、市町村は最低限度、法の施行日までに「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と、学校教育法による認可を証する書類の写しの提出を求めるものとし、その他市町村が必要と判断する書類を求めることは差し支えない。

国立大学附属幼稚園等は国立大学法人法施行規則別表第二で確認する。

② 2019年10月以降に新設される国立の認定こども園・未移行幼稚園・特別支援学校



2019年10月以降（法施行後）に新設された認定こども園（国立）・新設未移行幼稚園・特別支援学校は、改正法附則第3条のみなし確認の対象にはならず、適法な認可がなされた施設・事業かどうかを確認する必要がある。

これら施設は、都道府県に学校教育法に基づく認可の申請を行う（私立園）とともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部（別添「確認参考様式その1」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

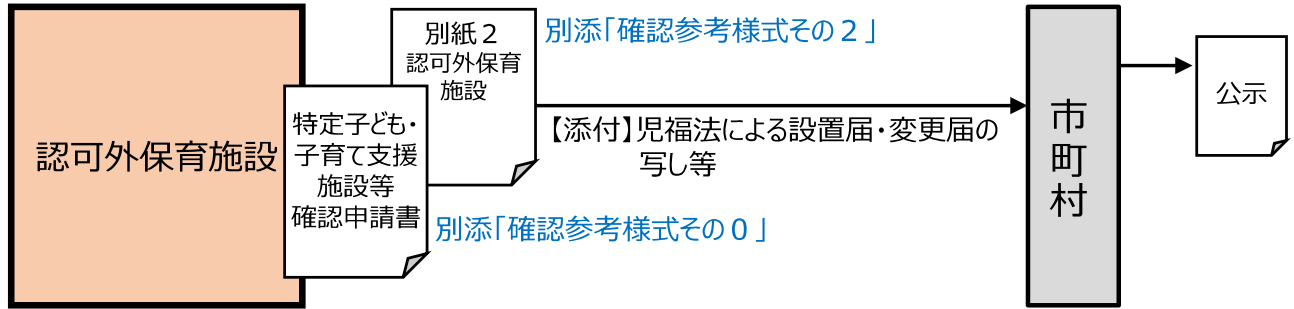
[別紙1において確認する事項]

- 1 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 2 運営に関する事項（開園曜日、開園時間、認可定員等、利用料金等、職員配置の状況）

[別紙1に添付する書類]

- 1 学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し（国立大学法人立は不要）
- 2 園則（学則）
- 3 職員体制一覧（職員の勤務の体制及び勤務形態）

③ 認可外保育施設



認可外保育施設は、都道府県に児童福祉法に基づく事業開始の届出を行うとともに、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙2 認可外保育施設（別添「確認参考様式その2」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、児童福祉法に基づく届出がなされており、また法施行規則（内閣府令）に定める基準を満たした施設かどうかを確認する必要があるが、法施行後5年間は、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認すれば足る。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる認可外保育施設が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙2の内容から、児童福祉法に基づく届出がなされていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

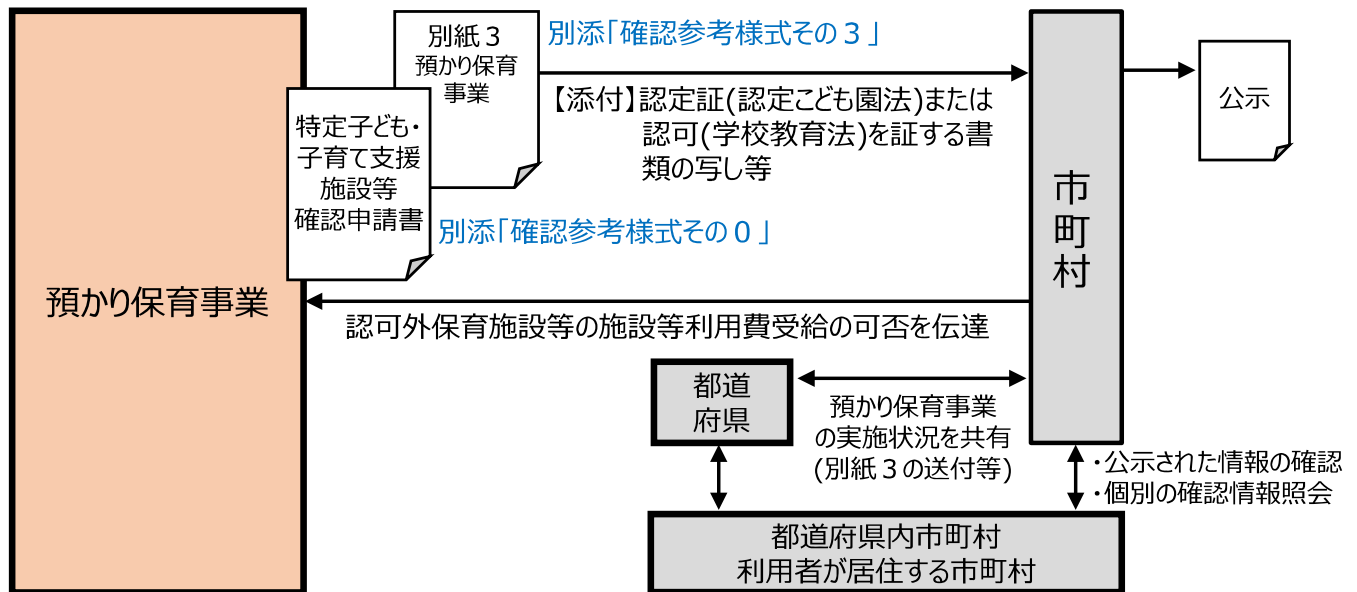
[別紙2において確認する事項]

- 1 届出等に関する事項（届出年月日、設置(予定)年月日、指導監督基準を満たす証明書の有無など）
- 2 施設に関する事項（施設の種類、名称、所在地、管理者）
- 3 運営に関する事項（開所時間・保育提供可能時間、提供するサービス内容、利用料金等、入所定員、職員の配置）

[別紙2に添付する書類]

- 1 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し
（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類

④ 預かり保育事業



預かり保育事業は、市町村に「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別添「確認参考様式その0」）」と「別紙3 預かり保育事業（別添「確認参考様式その3」）」に必要事項を記入し、遅滞なく確認の申請を行う。

市町村は、申請書に記載されている内容から、預かり保育事業が幼稚園教育要領等に基づき実施されていることを確認するが、認可権者による指導監督により同基準が満たされていることを前提とした確認で足りる。

なお、都市部の市町村では、2019年10月までに確認が必要となる預かり保育事業が多く存在するため、特定子ども・子育て支援事業者からの確認申請書及び別紙3の内容から、預かり保育事業が幼稚園教育要領等に基づき実施されていることを確認することは、限られた時間の中で困難な場合も想定される。

このため、都道府県が届出等により把握している情報の提供を受け、都道府県が届出等により把握した情報の提供を活用するなど効率的な確認事務を行う必要がある。なお、市町村は確認事務の執行及び権限の行使に関し都道府県に協力を求めることができる（法第58条の12）。

- ※ 市町村は預かり保育事業が、平日8時間（教育時間を含む）、年間（平日・長期休業中・休日の合計）200日以上の子育て支援施設等が予定されているかを確認し、当該園を利用する認定保護者が、当該預かり保育事業のほかに、認可外保育施設等を利用した場合に、その利用を施設等利用給付の対象とすることが可能かどうかを通知する。
- ※ 市町村は、確認申請書の写しを市町村から都道府県に送付し、都道府県と預かり保育事業の実施内容について情報を共有する。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

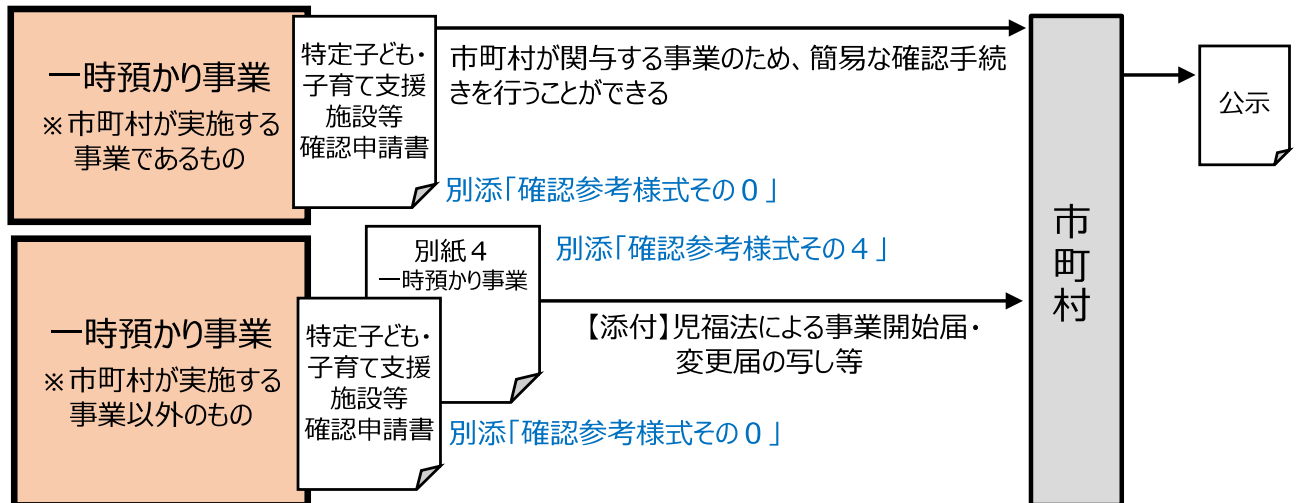
[別紙3において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種別、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（預かり保育事業の利用児童数及び職員配置）
- 3 事業の実施状況（預かり保育事業の実施時間、預かり保育事業の年間実施日数、食事・おやつ提供の有無等）
- 4 利用料金（預かり保育事業の料金、食事代及びおやつ代）
- 5 設備・面積

[別紙 3 に添付する書類]

- 1 認定こども園... 認定こども園法第 17 条第 1 項の規定による認可又は認定こども園法第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
幼稚園、特別支援学校... 学校教育法第 4 条第 1 項による認可を受けたことを証する書類の写し
※ 国立大学附属幼稚園等は国立大学法人法施行規則別表第二で確認。
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの）
- 4 施設の図面（預かり保育事業の実施場所を明示したもの）

⑤ 一時預かり事業



一時預かり事業は、地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託を受けた者が実施する事業である場合は、簡易な確認手続きで足りる。例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられる。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける（別紙 4 の提出は求めない）手法が考えられる。

一方で、市町村が実施する事業ではない場合は、児童福祉法に基づき、都道府県に一時預かり事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要がある。市町村は施設・事業から「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」と「別紙 4 一時預かり事業(別添「確認参考様式その 4」)」の提出を受ける。

なお、幼稚園等で行う一時預かり事業は預かり保育事業として確認の申請が必要のため、一時預かり事業としての確認申請は不要である。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第 58 条の 10 第 2 項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

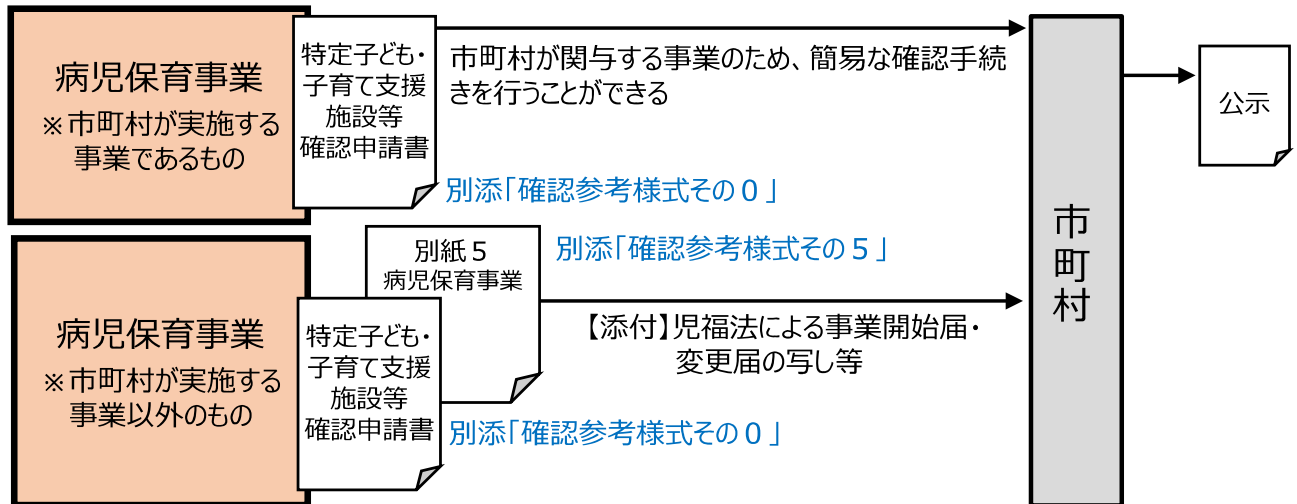
[別紙 4 において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種類、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（職員の定数及び職務の内容、利用定員、利用料金）

[別紙 4 に添付する書類]

- 1 児童福祉法第 34 条の 12 の規定により届け出た一時預かり事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット

⑥ 病児保育事業



病児保育事業についても、前頁の一時預かり事業と同様に、地域子ども・子育て支援事業など市町村又はその委託を受けた者が実施する事業である場合は、簡易な確認手続きで足る。例えば、市町村自身が実施する場合は、担当課同士で事業内容を確認した上で、問題がなければ公示手続きにおける決裁等で代用することが考えられる。また、市町村の委託を受けた者が実施する場合には、地域子ども・子育て支援事業の委託契約の際や、法施行時等に、事業者の簡易な確認申請方法として、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受ける（別紙5の提出は求めない）手法が考えられる。

一方で、市町村が実施する事業ではない場合は、児童福祉法に基づき、都道府県に病児保育事業の届出が適法になされた事業であることを確認する必要がある、市町村は施設・事業から「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」と「別紙5 病児保育事業(別添「確認参考様式その5」)」の提出を受ける。

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書において確認する事項] ※全施設・事業共通

- 1 申請者に関する事項（設置主体、設置者・事業者名、主たる事務所の所在地、代表者）
- 2 施設・事業に関する事項（施設・事業の種類、事業開始(予定)年月日）

[特定子ども・子育て支援施設等確認申請書に添付する書類] ※全施設・事業共通

- 1 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- 2 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧
- 3 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面

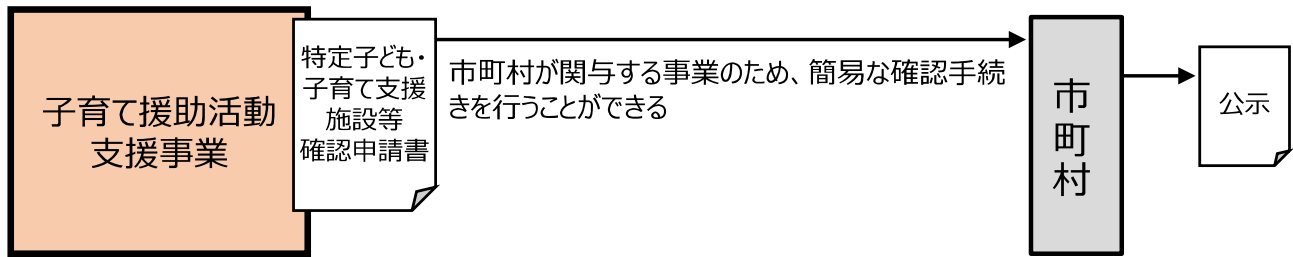
[別紙5において確認する事項]

- 1 事業所に関する事項（施設の種類、事業の種別、名称、所在地、事業の管理者）
- 2 運営に関する事項（開設時間、利用定員、対象年齢、利用料金、職員の定数及び職務の内容、協力機関・指導医の状況）
- 3 設備に関する事項（保育室等の面積）

[別紙5に添付する書類]

- 1 児童福祉法第34条の18の規定により届け出た病児保育事業開始届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 2 料金表及び利用案内・パンフレット
- 3 施設の図面（保育室などの配置がわかるもの）

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）



子育て援助活動支援事業については、① 緊急救命講習、② 事故防止に関する講習が適切に実施されているかどうか確認することが主たる目的となるが、法第7条第10項第8号において、市町村が実施するものであること（内閣府令で、市町村又はその委託等を受けた者が行うものであることを規定予定）としていることから、確認の手続は簡易な確認手続きで足る。

簡易な確認手続きについては、市町村自身が実施する場合には、市町村内の担当部局間において、研修の実施状況など基準適合の状況などを確認し、公示手続の決裁をもって確認を代用することが考えられるが、委託等を受けた者が行う場合は、「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」のみの提出を受けることが考えられる。

（5）「公示」について

法第58条の11により、市町村は、確認をしたときは、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設について公示しなければならない（確認をしたときのほか、確認の辞退があったとき、確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したときも同様。）。

なお、法第58条の11の内閣府令で定める公示すべき事項は、法施行規則に定めるところにより、次のものである。

- ◆ 特定子ども・子育て支援提供者の名称
- ◆ 特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地
- ◆ 確認をした年月日（取消しや確認の辞退があった場合は、当該年月日）
- ◆ 確認の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容と期間
- ◆ 子ども・子育て支援施設等の種類
- ◆ 預かり保育事業については、一定の要件を満たしているかどうかの別

（6）「確認」の参考様式について

子ども・子育て支援施設等のうち、市町村に確認の申請を要する施設・事業が確認の申請を行う際には、市町村指定の様式が必要になることが想定される。国では、市町村で様式を検討する負荷を軽減できるよう、内閣府令で定める確認項目を様式に落とし込み、これを「確認参考様式」としたので参考にされたい。

- ◆ 確認参考様式その0 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書
- ◆ 確認参考様式その1 別紙1 特定教育・保育施設以外の認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部
- ◆ 確認参考様式その2 別紙2 認可外保育施設
- ◆ 確認参考様式その3 別紙3 預かり保育事業
- ◆ 確認参考様式その4 別紙4 一時預かり事業
- ◆ 確認参考様式その5 別紙5 病児保育事業
- ◆ 確認参考様式その6 特定子ども・子育て支援施設等確認変更届
- ◆ 確認参考様式その7 特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届